

第5回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2025年11月27日 (木曜日) 午前10時 (受付開始: 9時30分)

開催場所

東京都中央区銀座六丁目14番10号 コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 2階 「桜の間」

議決権行使期限

2025年11月26日 (水曜日) 午後5時まで

目 次 招集ご通知		1
株主総会参考書類		
第1号議案 資本金の額の減少(減資)の件		5
第2号議案 取締役(監査等委員である取締 役を除く。)3名選任の件		6
第3号議案 監査等委員である取締役2名選 任の件	1	0
事業報告	1	4
連結計算書類	3	3
計算書類	3	5
監査報告書	3	7

プリモグローバルホールディングス株式会社

証券コード:367A

証券コード367A (発送日)2025年11月12日 (電子提供措置の開始日)2025年11月5日

株主の皆様へ

東京都中央区銀座5丁目12-5 プリモグローバルホールディングス株式会社 代表取締役社長 澤野 直樹

第5回定時株主総会招集ご通知

拝啓ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、今般当社第5回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますことを、ここにご通知いたします。 万障お繰り合わせの上、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第5回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

【当社ウェブサイト】

https://https://www.primoghd.co.jp/ir/

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show

上記ウェブサイトにアクセスして、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」 を順に選択の上、ご覧ください。

なお、当日ご出席願えない場合は、インターネット又は書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2025年11月26日(水曜日)午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

- **1. 日 時** 2025年11月27日 (木曜日) 午前10時 (開場午前9時半)
- 2. 場 所 東京都中央区銀座六丁目14番10号 コートヤード・マリオット銀座東武ホテル2階 「桜の間」

3. 株主総会の目的事項

【報告事項】

- 1. 第5期 (2024年9月1日から2025年8月31日まで) 事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
- 2. 第5期 (2024年9月1日から2025年8月31日まで) 計算書類の内容報告の件

【決議事項】

第1号議案 資本金の額の減少(減資)の件

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 3名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

LJ F

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。
- ◎次の事項につきましては、法令及び当社定款の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従いまして、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、 監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。
 - ・業務の適正を確保するための体制及び運用状況の概要
 - ・連結持分変動計算書
 - ・連結注記表
 - · 株主資本等変動計算書
 - ・個別注記表

議決権行使方法についてのご案内

書面の郵送による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示いただき、当社株主名簿管理人(三菱UFJ信託銀行株式会社)にご返送ください。議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

書面の郵送による議決権行使期限

2025年11月26日 (水曜日) 午後5時到着分まで

電磁的方法(インターネット等)による議決権行使



当社指定の、議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスいただき、画面の案内にしたがって各議案に対する賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使のご案内については次頁をご参照ください。

電磁的方法 (インターネット等) による議決権行使期限

2025年11月26日 (水曜日) 午後5時入力分まで

複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- ■郵送(書面)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- ■インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

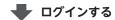
インターネット等による議決権行使のご案内

パソコンの場合のアクセス手順



議決権行使ウェブサイトにアクセス https://evote.tr.mufg.ip/

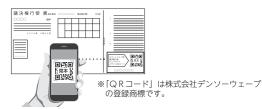
① 「次の画面へ」 をクリック





- 2 お手元の議決権行使書用紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力
- **③「ログイン」**をクリック

スマートフォンの場合のアクセス手順



1 QRコードを読み取る

お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票(右側) に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。



2 議決権行使方法を選び、各議案の賛否を選択





以降、画面の案内に沿ってお進みください。

- 株主総会の招集の都度、新しい「ログインIDI及び「仮パスワード」をご通知いたします。
 - (1) インターネット等による議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから、当社の指定する議決権行使ウェブサイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによってのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時30分から午前4時30分までは取り扱いを休止します。)
 - (2) 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金、電話料金、パケット通信料等)は、株主様のご負担とさせていただきます。
 - (3) インターネットのご利用環境や機器によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使システム等に関するお問い合わせ先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)

本サイトでの議決権行使に関するパソコンまたはスマートフォンの操作 方法がご不明の場合は、下記にお問い合わせください。

電話 0120-173-027(受付時間 9:00~21:00、通話料無料)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案

資本金の額の減少(減資)の件

当社の資本金の額を次のとおり減少することについて、ご承認をお願いするものであります。 資本金の額の減少により、今後の資本政策の柔軟性及び機動性を確保することを目的としてお ります。

(1)減少する資本金の額

当社が発行している第2回A種新株予約権又は第2回B種新株予約権のいずれか又は両方が、行使期間の開始日である2026年6月6日から同年8月31日までの期間に行使された場合には、当該新株予約権の行使に伴う新株発行により増加する資本金について、会社法第447条第1項の規定に基づき、増加した分の資本金の額と同額分減少させることにより、資本金の額の減少の効力発生日における最終的な資本金の額を100,000,000円といたします。なお、本決議による資本金の額の減少の効力発生は、上記期間中に第2回A種新株予約権又は第2回B種新株予約権のいずれか又は両方が行使されることを条件といたします。

(2) 資本金の額の減少の方法

発行済株式総数の変更は行わず、減少する資本金の全額をその他資本剰余金へ振り替えます。

(3)今後の日程

定時株主総会決議日 2025年11月27日

減資の効力発生日 2026年8月31日

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く)3名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(3名)は、本定時株主総会の終結の時をもって任期満了となることから、取締役3名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関して、監査等委員会において検討がなされましたが、意見はございませんでした。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の当社における地位	保有株式
1	澤野 直樹 (1971年10月9日生) 再 任	代表取締役社長	87,471株
2	藤江 秀一 (1978年8月2日生) 再 任	取締役	17,494株
3	山崎 壯 再 任 (1978年8月17日生) 社外	社外取締役	一株

生年月日 1971年10月9日

再 任

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2002年 9月	プリモ・ジャパン株式会社 監査役
2002 年12月	同 取締役 兼 ブランドインテグレーション事業本部長
2004年6月	同 代表取締役社長
2007年5月	Primo Diamond Taiwan Inc. 董事
2011年 9月	Primo Diamond Hong Kong Ltd. 董事長(現任)
2014年7月	Primo Diamond Taiwan Inc. 董事長 (現任)
2015 年11月	Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事長(現任)
2019 年 4月	Kuno Primo Co.,Ltd. 董事
2021年1月	当社 代表取締役社長(現任)
2022年2月	Primo Diamond Singapore Pte. Ltd. Director (現任)
2022 年 8月	プリモ・ジャパン株式会社 取締役 (現任)
2022 年 9月	Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事長 総経理

■ 所有する当社の株式

87,471株

(監査等委員でない取締役候補者とした理由)

当社及びグループ会社において創業期より長年にわたり代表取締役を務め、国内の店舗拡大や積極的な海 外展開で、当社のビジネスモデルを確立させました。またコロナ禍で状況が激変した2022年にはプリモ上 海の総経理を兼務し、海外の実情を自ら把握した上で経営を指揮してまいりました。

培われた高い見識と豊富な経験から代表取締役を歴任しており、今後も、経営全般を統括する役割を適切 に果たし、当グループの企業価値の向上に貢献できると判断し、引き続き選任をお願いするものです。

候補者番

藤江秀一

生年月日 1978年8月2日

再 任

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2001 年 4月 プリモ・ジャパン株式会社入社

2009 年12月 同 取締役

2015年11月 Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事総経理

2018年8月 Primo Diamond Hong Kong Ltd. 董事 (現任)

2021 年 1月 当社 取締役 (現任)

2022 年 9月 プリモ・ジャパン株式会社代表取締役社長(現任)

2022年9月 Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事(現任)

■ 所有する当社の株式

17,494株

(監査等委員でない取締役候補者とした理由)

大学卒業後、プリモ・ジャパン株式会社に入社。同社にて店舗経験、戦略部、人事部等の要職を経て取締役に就任。取締役営業本部長として組織体制の整備及び強化に貢献し、プリモ・ジャパンの成長を牽引してまいりました。

また2015年にはプリモ上海立ち上げのために出向し2022年までの約7年間、プリモ上海董事総経理として、中国大陸での事業拡大に貢献しました。

その経験を当社の持続的な成長に活かし当社グループをさらに発展させるべく引き続き選任をお願いするものであります。



生年月日 1978年8月17日

社 外

再 任

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

2001年4月 デロイトトーマツコンサルティング株式会社(現アビームコンサルティング株式会社)入社

2004年7月株式会社産業再生機構 参画2009年7月インテグラル株式会社 参画

2010年11月 株式会社ヨウジヤマモト 社外監査役

2013年12月 ファイベスト株式会社 (現MACOM Japan株式会社) 社外取締役

2017年1月 株式会社アデランス 社外取締役 (現任)

2017年1月 株式会社アデランスメディカルリサーチ 社外取締役

2017年11月 株式会社イーダーム 社外取締役

2019年4月 東洋エンジニアリング株式会社 経営企画本部 シニアアドバイザー (現任)

2019年10月 サンデン・リテールシステム株式会社 社外取締役 (現任)

2020年1月 インテグラル株式会社 パートナー (現任)

2021年1月 当社 社外取締役 (現任)

2022年4月 テクセンドフォトマスク株式会社 社外取締役 (現任)

2025年4月 旭化成メディカル株式会社 社外取締役 (現任)

2025年9月 株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン (現任)

■ 所有する当社の株式

一株

(監査等委員でない社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

当社グループ事業と異なる分野での豊富なご経験、金融機関・コンサルティング会社での業務経験による 金融分野やビジネスを取り巻く動向に関する高い識見・専門性を有しています。

また、経営陣から独立した客観的な立場で適切な意見をいただいており、当社取締役会の意思決定機能や 監督機能の実効性向上に大いに貢献いただけると判断し、社外取締役として選任をお願いするものでありま す。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 山崎壯氏は、社外取締役候補者であります。
 - 3. 山崎壯氏の当社社外取締役就任期間は、本定時株主総会の終結の時をもって4年10ヵ月となります。
 - 4. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不法行為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

監査等委員である取締役香田拓氏及び伊藤章子氏は、本定時株主総会の終結の時をもって任 期満了となることから、監査等委員である取締役2名の選任をお願いするものであります。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

また本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

候補者番号	氏名		現在の当社における地位	保有株式
1	香田 拓 (1964年1月21日生) 再	任	取締役 常勤監査等委員	一株
2	伊藤 章子 <u>独</u>	任 立 外	独立社外取締役 監査等委員	一株



生年月日 1964年1月21日

再 任

略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)

1987 年 4月 株式会社ビブレ 入社 株式会社ノベル 入社 2002 年 7月 プリモ・ジャパン株式会社 取締役副社長 2004年6月 同社 取締役副社長兼 管理本部長 2004年12月 同社 取締役 兼 営業本部長 2006 年10月 2007年4月 同社 取締役 兼 I-PRIMO事業本部長 2009 年12月 同社 監査役 2015年7月 同社 常勤監査役 同社 取締役 常勤監査等委員 2018年7月 同社 常勤監査役 (現任) 2021年1月 2021 年 1月 当 計 常勤監査役 当社 取締役 常勤監査等委員 (現任)

■ 所有する当社の株式

2023 年11月

一株

(監査等委員である取締役候補者とした理由)

当社及びグループ会社で長年にわたり部門長や監査役を歴任し、当社の事業活動における慣行・仕組みに ついても豊富な経験と知見を有しており、管理関連やリスクマネジメントに関しても監督・助言等を期待で きると判断し、監査等委員である取締役として選任しております。

候補者番号

件薛 辛之

生年月日 1979年12月9日

独立

社 外

再 任

2004 年12月 新日本監査法人入所

2008 年 7月 公認会計士登録

2014 年10月 クリフィックス税理十法人入所

2014 年12月 税理士登録

2015 年 6月 ペットゴー株式会社 社外監査役

2017 年10月 伊藤章子公認会計士・税理士事務所代表(現任)

2019 年 4月 ピクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役 (現任)

2019 年 4月 ペットゴー株式会社 社外取締役(監査等委員)(現任)

2023年1月 合同会社アコット 代表社員 (現任)

2023 年11月 株式会社RevComm 社外監査役 (現任)

2023年11月 当社 社外取締役(監査等委員)(現任)

2025年6月 新電元工業株式会社 社外監査役 (現任)

2025 年 9月 公益財団法人日本バスケットボール協会 監事 (現任)

■ 所有する当社の株式

一株

(監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割)

公認会計士・税理士としての専門性を有しており、財務及び会計の専門的な見地から、監査等委員監査の強化を図ることができるものと判断し、監査等委員である社外取締役として選任しております。

また、同氏は東京証券取引所が定める、独立役員の独立性に関する要件を満たしており、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断し、独立役員として、指定しております。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 - 2. 伊藤章子氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
 - 3. 伊藤章子氏の当社の監査等委員である社外取締役就任期間は本総会終結の時をもって2年となります
 - 4. 当社は、取締役候補者伊藤章子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は引き続き独立役員とする予定であります。
 - 5. 伊藤章子氏の戸籍上の氏名は、浜田章子であります。
 - 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。 当該保険契約では、当社監査等委員を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不法行為を含みます。)に 起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。 各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。 なお、役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間の満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定です。

(ご参考)

スキル・マトリックス

氏名	澤野 直樹	藤江 秀一	山崎 壯	香田 拓	伊藤 章子	中西 純子
	代表 取締役社長	取締役	社外 取締役	取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員	社外取締役 監査等委員
企業経営	•	•	•			
グローバル経験	•	•	•			
戦略/営業/ マーケティング	•	•	•			
人財戦略	•	•				
ファイナンス/ 税務/会計			•	•	•	•
ガバナンス/ 法務				•	•	•
サステナビリティ ESG	•					•

⁽注) 1. 記載した当社における地位は、第2号及び第3号議案が原案どおり可決された場合の内容を記載しております。

以上

^{2.} 各人の有する全てのスキルを表すものではありません。

第5期事業報告 (2024年9月1日から2025年8月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度(2024年9月1日~2025年8月31日)におけるわが国経済は、個人消費や雇用情勢に持ち直しの動きがみられるなど、全般的に緩やかな回復がみられました。一方、ウクライナ情勢によるエネルギー資源や原材料の価格高騰に加え、日米の金利差による円安の恒常化や通商政策の今後の動向等、世界情勢は依然として不透明な状況が続いております。

当社グループが属するブライダルジュエリー市場においては、ジュエリーブランド各社のブライダル強化の動きもあり、企業間競争はなお一層の厳しさをみせておりますが、国内の経済活動には回復がみられ、インバウンドも前年を超えて増加しております。

このような日々変化する経営環境の中、当社グループでは「最高(プリモ)の夢(おもい)を 最高(プリモ)の幸(かたち)に」の企業理念に基づき、2025年8月期から2027年8月期の 3か年にわたる新中期経営計画を策定しました。

国内市場においては、メインブランドである「I-PRIMO」と、2023年に日本における商標権及び関連する権利を取得した「LAZARE DIAMOND」のブランド価値及び顧客体験のさらなる向上に努めてまいります。まず、引き続き当社グループが有する不変的な価値をお客様に効果的に伝えるため、各種広告表現や広告媒体を選定し、ご来店前のお客様により良く当社ブランドをご理解いただくとともに、実際にご来店されたお客様には、ブランドの世界観を表現した店づくりと、人財教育に基づく高い接客サービスを体感していただくことにより、さらなるブランドイメージの向上に取り組んでおります。

商品面では、「I-PRIMO」の婚約指輪に使用するダイヤモンドについて、ダイヤモンド研磨工場との連携により、当社グループが求める高い品質基準をプロダクション工程から監修した「PRIMO QUALITY DIAMOND」や、独自の「着け心地メソッド」を採用した軽やかな着け心地の商品、独自組成の新素材である「ペールブラウンゴールド」の商品等を展開し、多くのお客様にご支持いただいております。今後もオリジナリティのある付加価値商品によって、他社との差別化に取り組むとともに、人生の重要な節目で選ばれるブランドとしてお客様に長く愛されるよう、アニバーサリージュエリー商品の充実やお客様とのコミュニケーション強化を進めてまいります。

店舗開発では、商圏や購買行動の変化に伴い、より集客力のあるエリアや有力商業施設内への移転、店舗設備の改装を進めており、2024年9月に「I-PRIMO 立川店」、2025年4月に「I-PRIMO 横浜ベイクォーター店」のリニューアルを行いました。

海外事業においては、日本で培ったブランド・商品・サービスを活かしつつ、①各市場における「I-PRIMO」ブランドの認知・価値の向上、②各市場のお客様のニーズに応じた商品ラインナップ・サービスの提供及び販売・価格・マーケティング戦略の実行、③中国本土や東南アジアといった出店余地のある市場における出店の推進、④各市場ローカル人財のグローバル登用、といった取り組みを進めてまいります。これらを受け2024年9月には、シンガポール2号店となる「I-PRIMO Suntec City Store」をオープンいたしました。また、国内市場と同様に店舗の移転・改装を進め、2025年1月に中国本土の「I-PRIMO Suzhou Center Mall Store(蘇州市)」のリニューアル、7月に「I-PRIMO Chengdu IFS Store(成都市)」の移転を行いました。

当社グループにとって、国内外におけるブランド価値の認知と売上規模の拡大はグローバルでのさらなる躍進のキーとなっており、継続的な店舗の出店・移転・改装を行ってまいります。また、海外市場においては、株式会社ケイ・ウノとの契約に基づき2019年より台湾で展開しているK.UNO事業や、株式会社スタージュエリーブティックスとの契約に基づき2023年より中国本土・台湾で展開しているSTAR JEWELRY事業等によるマルチブランド展開や、東南アジアの新規エリアへの進出、既存のお客様へのCRMとしてアニバーサリージュエリーのご提案等により、今後とも「日本基準の高い商品品質」はもちろん、「きめ細やかなサービス・おもてなし」を通じた「一生の記念となるお買い物」を、国内外のお客様に広く提供してまいります。

これにより、当連結会計年度における当社グループの業績は、売上収益28,002百万円(前年同期比12.5%増)となりました。利益面では、営業利益3,132百万円(前年同期比39.4%増)、親会社の所有者に帰属する当期利益1,786百万円(前年同期比55.3%増)となりました。

また、当連結会計年度末時点での店舗数は134店舗(期首時点は135店舗)となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

当社は、2025年4月17日付で総額14,031百万円のタームローン契約及び1,200百万円のコミットメントライン契約を締結し、2025年4月28日にリファイナンスを実行いたしました。

(4) 対処すべき課題

対処すべき課題として以下の項目を認知し、持続的な取り組みで対処を行ってまいります。

① 国内事業の安定成長

当社グループ全体における国内事業の重要性は高く、安定的な事業運営と継続的な成長が重要であります。既存店売上が前年を超える水準を目指し、これを維持するため、以下の取り組みを進めてまいります。

a. マーケティング活動のさらなる進化

当社グループはこれまで、ウェブ広告、ブライダル専門雑誌での広告宣伝活動や、イベントやキャンペーンでのPR活動、さらに全国各地の婚礼施設との顧客紹介制度など、さまざまな手段で結婚を控えたお客様にアプローチしてまいりました。

一般的にブライダルジュエリーは「一生の記念となるお買い物」であり、お客様にとっては「一生身につけるので慎重に選びたい」「特別な購入体験をしたい」などの気持ちが働くため、自ら能動的に情報を調べ、複数のブランドを比較検討することが一般的であります。このため、マーケティング活動においてはこうしたブライダルジュエリー市場におけるお客様のニーズをしっかり汲み取り、来店につながる広告宣伝や販売促進を実行することが肝要です。また、昨今のデジタルマーケティングにおいて効果的な施策を実行するためには、高い専門性と先見性が求められます。

今後もお客様の多様なニーズに応えられる専門的知見を有する社員の採用・育成により成果創出を図り、ブランド価値を向上することで集客力をさらに強化してまいります。

b. 店舗開発への積極的な投資

当社グループは、全国の主要都市において、有数のシェアを獲得しております。今後も人口動態の変化にきめ細やかに対応すべく、未出店地域への新規出店や、委託事業展開などの新たな収益モデルの確立に力を入れてまいります。同時に、各エリア・各都市における市場環境の変化にも絶えず目を配り、戦略的に店舗を移転・改装することにより既存店の魅力を高め、集客力の向上を目指してまいります。

C. 商品施策

当社グループは、ブライダルジュエリーの専門店として、お客様の多様なニーズにお応えできるよう、店頭にて約200型のデザインを展開し、「セレクトオーダー」形式で商品を提供しております。

今後もトレンドの変化やお客様の新たなニーズなどに柔軟に対応しながら、絶えず商品ラインナップの刷新を図ってまいります。また、当社グループの国内・海外における成長に伴い商品調達力もより一層高まっているため、適正な価格設定を行いつつ、収益性の向上にも努めてまいります。

また、店頭においては、ブランドの世界観を表現する店内レイアウトや商品を魅力的に見せるための専用什器を開発し、タブレット端末を使っての商品デモンストレーションなど、ご来店されたお客様が目にする全ての項目についても品質にこだわり、さらに強化してまいります。

② グローバルビジネスの加速と進化

当社グループでは、2007年5月に初の海外進出先として台湾事業を開始して以来、順調に海外事業を拡大しております。当社グループの高品質なブライダルジュエリーと、日本流のきめ細やかな接客サービスは、海外のお客様に支持されるポイントであり、これにより海外においても日本と同水準の価格で商品を販売し、現地競合他社との差別化ができております。

今後も当社グループが持続的な成長を成し遂げるためには、「モノからコトへ」の成熟した 消費傾向が見込まれる当地において、マーケットシェアを拡大させることが重要であります。 地域特性や消費者行動を反映させたマーケティングのローカリゼーションを進めることによ り、ブライダルジュエリー専門店としての認知度を高め、ブランド価値を向上させてまいりま す。また、海外事業の発展とともにそれを支える組織力の強化が不可欠であるため、有能な人 財をグローバルでの全体最適の視点で採用・育成してまいります。

③ 人財育成、組織力の強化

当社グループでは、お客様に「一生の記念となるお買い物」を提供し満足していただく上で、最も重要な差異化要素は「接客力=人財」であるという考え方に基づき、「採用」「教育」「評価」及び「配置」の4つの軸で人財育成、ひいては組織力強化の取り組みを行ってまいりました。

「採用」については、当社グループ全社において、人物重視かつ多様な角度から厳選するなど、優秀な人財の確保に努めております。

「教育」については、日本では入社後10年間にわたる独自の教育プログラム「プリモカレッジ」のもと、職位ごとに設定されたコンピテンシーを明示しており、社員が自発的に能力開発を目指せるような体制を構築しております。また、販売力強化のため、各エリアに配備しているセールストレーナーが研修を実施しているほか、一般社団法人日本ジュエリー協会が主催する『ジュエリーコーディネーター検定』の3級取得を奨励しております。

「評価」については、全ての社員が生き生きとした将来像を描けるよう、職位に応じた評価制度を取り入れており、社会情勢、労働環境の変化に合わせて制度を定期的に見直しております。また、個人だけではなく店舗単位でのインセンティブの仕組みを展開するなど、協調性を育み、互いに磨き合える、働きやすい環境づくりを目指しております。

「配置」については、社員一人一人のライフスタイルや多様な価値観に対応できるよう、時短勤務制度や、販売専門職としてのキャリアパスを用意するなど、職種の選択機会を設けております。また、国内外事業所間で人財を積極的に交流させることにより、さまざまな知見やノウハウを当社グループ内で共有するだけでなく、それらを昇華させて互いに高め合い、結果として新規市場への事業展開を担うバランスの取れたグローバル人財を継続的に育成・輩出し、当社グループ全体の組織力強化を図ることにも注力しております。

こうした各種取り組みにおいて経験を積み、接客に長けたベテラン社員が果たす役割は大きく、店長及び管理職のマネジメント力の向上などに継続して取り組むことで、社員一人一人の 業務生産性を向上させ、市場環境の変化に対応できる強固な組織体制の実現を目指してまいり ます。

④ 生涯顧客化への挑戦

当社グループでご購入いただいたお客様の情報を有効に活用し、結婚を起点としたお客様との関係性を生涯にわたって構築すべく、国内ではメンバーシッププログラムを用意し、アフターサービスの充実や、人生の節目の記念日に手にとっていただける「アニバーサリージュエリー」の開発・販売を進めております。また、お客様とのコミュニケーションツールとしてLINEと連携するサービスを導入しており、双方向型のコミュニケーションを通じてお客様とのリレーション強化に努めております。

情報技術の発展とともに購買スタイルが変化する中、日本国内においては、すでに [I-PRIMO] [LAZARE DIAMOND] のオンラインショップでの販売を通じて、オムニチャネルの基盤を構築しております。

当社グループにおいては、取扱商材を拡大し、オンライン・オフライン双方においてお客様との接点を増やし、結果として「生涯にわたって愛されるブランド」として、お客様と継続的な関係性を構築することを目指してまいります。

(5) 財産及び損益の状況

区	ज े			期別	第3期 2023年8月期	第4期 2024年8月期	第5期(当期) 2025年8月期
売	上	収	益	(百万円)	23,471	24,900	28,002
営	業	利	益	(百万円)	1,360	2,246	3,132
親会社	の所有者に	帰属する当	期利益	(百万円)	878	1,150	1,786
基本包	的1株当	たり当期	利益	(円)	100.41	131.55	204.25
資	産	合	計	(百万円)	44,236	45,392	45,949
資	本	合	計	(百万円)	14,390	15,700	18,052
1株当	たり親会社	上所有者帰人	属持分	(円)	1,645.22	1,794.94	2,060.58

⁽注) 1. 当連結会計年度よりIFRSを適用して連結計算書類を作成しております。また、ご参考までに第3期及び第4期のIFRSに準拠した数値も併記しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社の状況 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

名称	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
プリモ・ジャパン株式会社	100百万円	100.0%	ブライダルジュエリー 販売事業
Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.	5,100千米ドル	100.0%	ブライダルジュエリー 販売事業
Primo Diamond Taiwan Inc.	70,000千台湾ドル	100.0%	ブライダルジュエリー 販売事業

^{2.} 基本的1株当たり当期利益は期中平均発行済株式総数により、1株当たり親会社所有者帰属持分は期末発行済株式総数によりそれぞれ算出しております。

(7) 主要な事業内容

当社の事業内容は、投資業務・金銭の貸付・会社の株式又は持分を所有することによる当該会社の事業活動を支配、管理する業務であります。

当社グループは当社、連結子会社6社(プリモ・ジャパン株式会社、Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD., Primo Diamond Taiwan Inc., Primo Diamond Hong Kong Ltd.、Primo Diamond Singapore Pte.Ltd.、Primo Israel Diamonds Ltd.)、持分 法適用会社 1 社(Kuno Primo Co..Ltd.)の計8社で構成されております。持分法適用会社を 除く当社グループの事業は「国内事業」と「海外事業」の2つのセグメントに区分しており、 各々ブライダルジュエリーの販売と仕入を行っております。当社グループは、「最高(プリ モ)の夢(おもい)を最高(プリモ)の幸(かたち)に|という企業理念のもと、ブライダ ルジュエリーという「商品」を販売することにとどまらず、お客様の「おもい」に寄り添い、 一生の記念として「かたち」にすることを事業の柱としております。ブライダルジュエリー は主に婚約指輪と結婚指輪で構成されますが、いずれも人生において重要な節目となる結婚 の記念品であることに加えて、高額な商品であるため、多くのお客様は店舗に足を運び、デ ザインや着け心地、予算等を十分に検討した上で購入されます。なお、当社グループには、 自社ブランドの「I-PRIMO (アイプリモ)」と「LAZARE DIAMOND (ラザールダイヤモン ド) |、提携ブランドの「K.UNO(ケイ・ウノ)| と「STAR JEWELRY(スタージュエリー)| の4つの取り扱いブランドがありますが、ブランドイメージや商品コンセプト、販売方法、 提供価格や各種サービスをそれぞれ差別化することにより、結婚を控えたお客様のさまざま なご要望に対して幅広くアプローチを行っております。

2025年8月末現在、日本国内において87店舗(I-PRIMO 72店舗、LAZARE DIAMOND 15店舗)、海外においては台湾16店舗(I-PRIMO 11店舗、STAR JEWELRY 2店舗、K.UNO 3店舗)、香港5店舗(全てI-PRIMO)、中国本土24店舗(I-PRIMO 22店舗、STAR JEWELRY 2店舗)、シンガポール2店舗(全てI-PRIMO)の合計134店舗を運営しております。

(8) 主要な営業所

①当社

本社(東京都中央区)

②連結子会社

プリモ・ジャパン株式会社(東京都中央区)

Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.(中華人民共和国上海市)

Primo Diamond Taiwan Inc.(中華民国台北市)

Primo Diamond Hong Kong Ltd.(中華人民共和国香港特別行政区)

Primo Diamond Singapore Pte.Ltd.(シンガポール共和国アンソンロード)

Primo Israel Diamonds Ltd.(イスラエルラマト・ガン)

③持分法適用関連会社

Kuno Primo Co.,Ltd.(中華民国台北市)

(注) Primo Israel Diamonds Ltd.は現在清算申請中であります。

(9) 従業員の状況

①連結会社の状況

セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
国内事業	712 ^名	13 ^名
海外事業	370	△21

②提出会社の状況

セグメントの名称	従 業 員 数	前事業年度末比増減
国内事業	3 名	0 名

(注) 従業員数は就業人員であり、他社から当社への出向者及び他社との兼務者を含んでおります。

(10) 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	3,966百万円
株式会社三井住友銀行	3,953百万円
株式会社あおぞら銀行	2,706百万円
株式会社三菱UFJ銀行	1,353百万円
株式会社りそな銀行	626百万円
株式会社山陰合同銀行	622百万円
株式会社福岡銀行	302百万円

2 株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 34,980,000株

(2) 発行済株式の総数 8,747,143株

(3) 株主数 9,896名

(4) 大株主

株 主 名	持株数	持株比率
プリモ・インテグラル2投資事業有限責任組合	1,653,848株	18.9%
Innovation Alpha Primo L.P.	262,265株	2.99%
プリモ・インテグラル1投資事業有限責任組合	259,265株	2.96%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD A C ISG (FE-AC)	227,300株	2.59%
ヨシダ トモヒロ	226,700株	2.59%
HSBC OVERSEAS NOMINEE (UK) LI MITED A/C HST5	112,400株	1.28%
株式会社桑山	102,300株	1.16%
株式会社ロージィブルー	93,000株	1.06%
BNYM SA/NV FOR BNYM FOR BNYM GCM CLIENT ACCTS M ILM FE	87,600株	1.00%
澤野 直樹	87,471株	0.99%

3 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予 約権等の内容の概要

名 称	第2回A種新株予約権	第2回B種新株予約権
新株予約権の数	48,000個	214,413個
保有人数		
取締役(監査等委員であるも の及び社外役員を除く)	2名	2名
新株予約権の目的である株式の 種類及び数	当社普通株式48,000株 (新株予約権1個につき1株)	当社普通株式214,413株 (新株予約権1個につき1株)
新株予約権の発行価額	無償	有償
新株予約権の行使に際して出資 される財産の価額	1,000円	1,000円
新株予約権の行使期間	2026年6月6日から2039年6月4日まで	2026年6月6日から2039年6月4日まで
新株予約権の主な行使条件	(1) 当社と本新株予約権者との間で 締結する新株予約権割当契約の定め るところによる。	(1) 新株予約権者は、2024年8月期から2026年8月期に係る当社の連結損益計算書において、いずれかの期のEBITDAが、いずれかの期において33億円以上となった場合、新株予約権を行使することができる。(2) その他の条件については、当社と本新株予約権割当契約の定めるところによる。

(2) 当事業年度中に当社使用人、子会社役員及び使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2025年8月31日現在)

	氏	名		地位及び担当	重要な兼職の状況				
澤	野	直	樹	代表取締役	プリモ・ジャパン株式会社 取締役 Primo Diamond Taiwan Inc. 董事長 Primo Diamond Hong Kong Ltd. 董事長 Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事長 Primo Diamond Singapore Pte. Ltd. Director				
藤	江	秀	_	取締役	プリモ・ジャパン株式会社 代表取締役社長 Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. 董事 Primo Diamond Hong Kong Ltd. 董事				
Ш	崎		壯	社外取締役	株式会社アデランス 社外取締役 サンデン・リテールシステム株式会社 社外取締役 テクセンドフォトマスク株式会社 社外取締役 インテグラル株式会社 パートナー 旭化成メディカル株式会社 社外取締役				
香	\blacksquare		拓	取締役 (監査等委員)	プリモ・ジャパン株式会社 監査役				
伊	藤	章	子	独立社外取締役 (監査等委員)	ペットゴー株式会社 社外取締役(監査等委員) 伊藤章子公認会計士・税理士事務所 代表 ピクシーダストテクノロジーズ株式会社 社外監査役 合同会社アコット 代表社員 株式会社RevComm 社外監査役 新電元工業株式会社 社外監査役				
中	西	純	子	独立社外取締役 (監査等委員)					

- (注) 1. 取締役の山崎壯氏、伊藤章子氏、中西純子氏は会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 - 2. 取締役(監査等委員)伊藤章子氏の戸籍上の氏名は、浜田章子であります。
 - 3. 取締役(監査等委員)伊藤章子氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 4. 当社は伊藤章子氏、中西純子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 5. 長谷川聡子氏は、2025年5月9日付で社外取締役を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、インテグラル株式会社パートナーでありました。
 - 6. 都築啓氏は、2025年5月9日付で社外取締役(監査等委員)を辞任いたしました。なお、退任時における重要な兼職は、インテグラル株式会社エグゼクティブディレクターでありました。

(2) 常勤監査等委員の選定の有無及びその理由

当社は、3名の監査等委員の内1名を常勤監査等委員として選定しております。常勤監査等委員は、その職務として日常的な情報収集、執行部門からの定期的な業務報告聴取、現場の実査等を行うこととしており、これらの情報を監査等委員全員で共有化することを通じて、監査等委員会における審議を実効的なものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しております。当該保険契約では、当社取締役を含む被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為(不法行為を含みます。)に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなります。各候補者の選任が承認された場合、各候補者は当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

なお、当該保険では、取締役等の犯罪行為、法令違反を認識しながら行った行為が裁判所等で認定された場合は免責事項としており、また填補する額について限度額を設けることにより、当該役員の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置を講じております。

(4) 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針

- ① 取締役の個人別の報酬等の内容にかかわる決定方針に関する事項 当社は、2023年11月27日開催の取締役会の決議において、以下のとおり取締役の個人別 の報酬等の内容にかかわる基本方針を定めております。
- a. 当社の役員報酬は、役位・委嘱業務に応じた報酬ランクに基づく基本報酬(固定給)と、 単年度の組織業績反映分及び個人評価反映分によって構成される業績連動報酬、並びに企業 価値向上に対する利害を株主の皆様と共有することを目的とする株式報酬を基礎とした中長 期インセンティブ報酬で構成します。ただし、社外取締役、及び監査等委員である取締役は その役割に鑑み、業績連動報酬並びに中長期インセンティブ報酬の対象外とします。
- b. 当社と同様の業態に属する企業の報酬水準等を踏まえ、当社の特性を考慮した上で基本報酬額をベースとして定め、その役位・職責等を考慮し、非金銭報酬の割合について検討します。取締役会は取締役の種類別の報酬割合を決定します。
- C. 基本報酬は、月例の固定金銭報酬とします。
- d. 各取締役の基本報酬は、代表取締役にその決定を委任します。代表取締役は、株主総会において承認を得た報酬等の上限額の範囲内において、委員の過半数が社外取締役で構成される報酬委員会の答申を得た上で、上記について決定するものとします。

② 取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等については、2023年11月27日開催の第3回定時株主総会において、年額250百万円以内(使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。)と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名(うち、社外取締役は2名)です。

監査等委員である取締役の報酬等については、2023年11月27日開催の第3回定時株主総会において、年額20百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名です。

③ 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

2025年8月期の取締役の個人別の報酬等の内容の決定においては、取締役会の委任決議に基づき、代表取締役の澤野直樹氏が取締役の個人別の報酬額の具体的な内容を決定しております。

委任に関する事項については、指名報酬委員会の答申を受けて、2023年11月27日開催の取締役会の決議をもって決定しております。

その権限の内容は、取締役の個人別の報酬等の具体的な内容の決定であり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績や各役員の担当領域の規模・責任を俯瞰して評価するにあたり、同氏は全体を統制する立場にあり、最も適しているためです。

また、同氏が同業種かつ同規模の他企業や当社の財務状況を踏まえ、各役員の担当領域の規模・責任やグループ経営への影響の大きさを適切に評価した上で取締役の個人別の報酬額が決定されております。その決定に際しては、原案を基に指名報酬委員会に諮問し、答申を得た上で、代表取締役社長が具体的内容を決定するものとしております。

④ 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

指名報酬委員会は、当事業年度に係る取締役(監査等委員である取締役を除く)の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、取締役会としてもその内容を尊重し、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

(5) 当事業年度に係る取締役の報酬等の額

区分	支給員数	報酬等の額		
取締役	2名	57百万円		
(うち社外取締役)	(-名)	(-)		
取締役(監査等委員)	3名	15百万円		
(うち社外取締役)	(2名)	(6百万円)		

- (注) 1. 業績連動報酬等及び非金銭報酬等による報酬等は実施しておりません。
 - 2. 当事業年度末現在の取締役(監査等委員である取締役を除く。)は、3名でありますが、上記の対象となる役員の員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役1名を除いているためであります。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係 社外取締役の重要な兼職の状況については「重要な兼職の状況」に記載のとおりであります。 なお、兼職先である法人等と当社との間には特別な関係はありません。
- ② 主要取引先等特定関係事業者との関係 該当事項はありません。
- ③ 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名				主な活動状況				
社外取締役	Ш	崎		壯	当事業年度開催の取締役会16回全てに出席し、企業経営に関わる幅広い経験や組織マネジメントについての知見に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。				
社外取締役 (監査等委員)	伊	藤	章	子	当事業年度開催の取締役会16回及び監査等委員会15回全てに出席、また当事業年度開催の指名報酬委員会2回に出席し、当社の業務執行体制について会計面からの適切な監査・監督と経験に基づき、積極的に発言を行ったほか、当社取締役会・監査等委員会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。				
社外取締役 (監査等委員)	中	西	純	子	役員に選任された後に開催された取締役会14回及び監査等委員会11回全てに出席、また当事業年度開催の指名報酬委員会2回に出席し、金融機関での財務、リスク管理、コンプライアンス、サステナビリティに関する経験に基づき、積極的に発言を行ったほか、当社取締役会・監査等委員会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。				

- (注) 1. 取締役の長谷川聡子氏は、2025年5月9日の辞任までに開催された取締役会9回全てに出席いたしました。企業法務やコンプライアンス、企業経営に関わる幅広い経験に基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。
 - 2. 取締役(監査等委員)の都築啓氏は、2025年5月9日の辞任までに開催された取締役会9回及び監査等委員会11回全てに出席いたしました。企業における経営に関わる幅広い経験や経営ノウハウに基づき、取締役会において積極的に発言を行ったほか、当社取締役会・監査等委員会の意思決定における適正性の確保及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果たしております。

(7)責任限定契約に関する事項

定款には、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、責任限定契約を締結する ことができる規定はありますが、個々の取締役との締結はしておりません。

5 会計監査人の状況

(1) 名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 報酬等の額

区分	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	35百万円
当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	38百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、監査時間実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
 - 2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務(非監査業務)として、新規上場に係るコンフォートレター作成業務についての対価を支払いました。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容

該当事項はありません。

(6) 補償契約の内容

該当事項はありません。

6 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は株主への利益還元を重要な経営課題の一つと認識しており、将来の成長投資と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、株主各位に対する適切な利益還元を実施していくことを基本方針としております。

当事業年度の配当につきましては、株主還元強化の一環として1株当たりの期末配当を105円といたしました。現中期経営計画期間(2025年8月期~2027年8月期)につきましては、将来の事業展開や経営成績及び財政状況等を勘案しつつ、安定的な配当を実施していく方針であります。内部留保資金の使途につきましては、今後事業拡大のための成長投資と予想される経営環境の変化に対応できる経営体制強化に充当していく予定であります。

なお、当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により定めることができる旨を定款に定めております。

⁽注) 本事業報告中の記載金額の表示単位未満の処理につきましては、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益(純損失)については四捨五入し、その他の項目については切り捨てて表示しております。

連結計算書類

■連結財政状態計算書

2025年8月31日現在 (単位:百万円)

		(十位・口/기 1/
金額	科目	金額
	(負債)	
12,512	流 動 負 債	10,007
3,743	営業債務及びその他の債務	1,778
2,087	契 約 負 債	3,602
6,630	借入金	996
50	未払法人所得税等	510
33,437	リース負債	1,684
1,354	引 当 金	13
16,491	その他の流動負債	1,423
10,029	非 流 動 負 債	17,889
3,322	借入金	12,447
105	リース負債	2,945
1,351	引 当 金	200
780	繰 延 税 金 負 債	2,282
1	その他の非流動負債	13
	負 債 合 計	27,896
	(資本)	
	資 本 金	100
	資 本 剰 余 金	6,860
	利 益 剰 余 金	6,278
	その他の資本の構成要素	4,813
	親会社の所有者に帰属する持分合計	18,052
	資 本 合 計	18,052
45,949	負債及び資本合計	45,949
	12,512 3,743 2,087 6,630 50 33,437 1,354 16,491 10,029 3,322 105 1,351 780 1	(負債) 12,512 流 動 負 債 3,743 2,087 2,087 2,087 2,087 4

■連結損益計算書

2024年9月1日から2025年8月31日まで

(単位:百万円)

			科		E					金額
売		上		収		益				28,002
売		上		原		価				9,937
	売	ل	E		総		利		益	18,064
販	売 費	及び	<u> </u>	般	管 理	費				14,743
そ	の	他	0)	収	益				143
そ	の	他	0)	費	用				331
	営		業	ŧ		7	FIJ		益	3,132
金		融		収		益				95
金		融		費		用				472
持	分 法	にょ	こる	投	資 損	失				23
	税	引	前		当	期		利	益	2,732
法	人	所	得	税	費	用				946
	当		期			利			益	1,786
当	期	利	益	の	帰	属				
	親	会	社		の	所		有	者	1,786
	当		期			利			益	1,786

計算書類

■貸借対照表

2025年8月31日現在 (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	752	流 動 負 債	1,141
現 金 及 び 預 金	90	未 払 金	17
前 払 費 用	9	未 払 費 用	35
関係会社未収入金	150	未払法人税等	1
1年内子会社長期貸付金	500	未払消費税等	42
未 収 収 益	0	預り金	3
その他流動資産	1	1年内返済予定の長期借入金	1,030
固 定 資 産	24,130	株主優待引当金	11
無形固定資産	8,004	固定負債	15,023
商標權	8,002	長 期 借 入 金	12,531
ソフトウェア	1	長 期 未 払 金	12
投資その他の資産	16,125	繰 延 税 金 負 債	2,480
関係会社株式	16,118	負 債 合 計	16,165
長期前払費用	7	(純資産の部)	
		株 主 資 本	8,687
		資 本 金	100
		資 本 剰 余 金	6,860
		資 本 準 備 金	4,373
		その他資本剰余金	2,487
		利 益 剰 余 金	1,727
		その他利益剰余金	1,727
		繰越利益剰余金	1,727
		新株予約権	28
		純 資 産 合 計	8,716
資 産 合 計	24,882	負債純資産合計	24,882

■損益計算書

2024年9月1日から2025年8月31日まで

(単位:百万円)

		科	E]		金	額
売		上		高			2,879
	売	上	総	利	益		2,879
販	売 費 及	び — 船	设管理	費			829
	営	業		利	益		2,049
営	業	外	収	益			
	受	取		利	息	1	1
営	業	外	費	用			
	支	払		利	息	383	
	支	払	手	数	料	56	
	為	替		差	損	2	
	雑		損		失	0	442
	経	常		利	益		1,608
	税 引	前	当 期	純	利 益		1,608
	法人和	说、 住]	民 税 及	及び事	業 税		1
	法 人	税	等	調	整 額		△119
	当	期	純	利	益		1,727

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

プリモグローバルホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重義業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、プリモグローバルホールディングス株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠して、プリモグローバルホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。 監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評 価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、会社計算規則第120条第1項後段の規定により定められた、指定国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略した会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入 手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に 関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告

独立監査人の監査報告書

2025年10月24日

プリモグローバルホールディングス株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 根本 知香業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 佐藤 重義業務 執行 社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、プリモグローバルホールディングス株式会社の2024年9月1日から2025年8月31日までの第5期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業 倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監 査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監 査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監査報告書

当監査等委員会は、2024年9月1日から2025年8月31日までの第5期事業年度における取締役の職務の執行について 監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)の状況について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する 事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 - 会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年10月27日

プリモグローバルホールディングス株式会社 監査等委員会

監査等委員 香田 拓 @ 監査等委員 伊藤 章子 @ 監査等委員 中两 純子 @

(注) 監査等委員伊藤章子及び中西純子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。 なお、第5期事業年度開始時点で監査等委員であった都築啓氏は、2025年5月9日をもって監査等委員である取締役を辞任 により退任しました。

以上

以上

所在地

〒104-0061 東京都中央区銀座六丁目14番10号

コートヤード・マリオット銀座東武ホテル 2階 「桜の間」



※ 駐車場の用意はございません。お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。



東京メトロ 日比谷線・都営地下鉄浅草線 「東銀座」駅	A1出口より徒歩約3分
東京メトロ 日比谷線・銀座線「銀座」駅	A5出口より徒歩約5分
「JR新橋」駅	銀座口より徒歩約10分



見やすく読みまちがえにくい ユニバーサルデザインフォン トを採用しています。

第5回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

業務の適正を確保するための体制

当社及びグループ会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制を次のとおり定めております。

- 1.取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- (1)リスク・コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組み全般についての企画立案、実務を統括する。
- (2)取締役、従業員に対するコンプライアンス研修を実施する。
- (3)内部通報制度を構築し、コンプライアンス違反行為の相談や通報をするための内部通報窓口を設置する。
- (4)「内部監査規程」に基づき、代表取締役直轄組織の内部監査室が定期的に内部監査を実施し、全ての業務が、法令、定款及び社内規程に則って適正かつ妥当に行われているかを監査する。
- (5)いわゆる反社会的勢力とは、一切関係を持たないことを宣言し、不当要求等に対しては明確に拒絶するとともに、警察、弁護士等外部専門機関との連携により、民事・刑事両面からの法的対応を速やかに実施する。
- (6)監査等委員は、取締役の職務執行が法令及び定款に適合することを検証し、監視機能の実効性向上に努める。
- 2.取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- (1)当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他作成・保管が法定されている文書(電磁的記録を含み、以下同様とする。)、並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書及び情報については、法令及び文書管理規程等に基づき、それぞれ適正に作成・保存・管理する。
- 3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- (1)経営環境及びリスク要因の変化を踏まえ、各事業内容におけるリスクの適正な分析・評価・検討を行う。
- (2)取締役会及び取締役は、業務執行に伴うリスクについて十分に調査・分析・検討を行い、迅速に改善措置を実施する。
- (3)リスクの発生時においては、損害を最小限に抑えるため、対策本部を設置し、直ちに業務の

継続に関する施策を講じる。

- 4.取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- (1)取締役会としての役割と責任権限を明確にするため「取締役会規程」を定め、当該規程に基づき取締役会を運営する。
- (2)定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針及び経営戦略に係る重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。
- (3)取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行う。
- (4)取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織管理規程」「職務権限規程」「業務分掌規程」において、職務の執行の責任及びその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保する。また、各規程は必要に応じて適宜見直しを図る。
- 5.当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
- (1)当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、子会社管理の担当部署と権限、担当役員を定める。
- (2)「子会社管理規程」を定め、子会社管理の基本方針を明確にし、事前に承認・報告を受けるべき案件を明確に定める。
- (3)当社は、必要に応じて当社グループ各社の内部統制活動を支援・指導する。
- (4)当社グループ各社は、各事業部門が連携し、当社各部と情報共有を図りながら活動する。
- 6.監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- (1)監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めたときはこれに応じる
- 7.監査等委員の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項
- (1)監査等委員の職務を補助すべき専任の使用人の人事及びその変更については、監査等委員の同意を要するものとする。

- 8.取締役及び使用人が監査等委員に報告をするための体制その他監査等委員への報告に関する体制
- (1)取締役及び使用人は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、取締役又は使用人の不正行為、法令・定款違反行為等を発見したときは、速やかに監査等委員に報告するものとし、それにより不利益を受けることはないものとする。
- 9.その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- (1)監査等委員は、法令が定める権限を行使するとともに、「監査等委員会規程」「監査等委員監査規程」に従い、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役の職務執行について監査する。
- (2)監査等委員は、取締役と適宜意見交換を実施するほか、内部監査室及び会計監査人との定期的な情報交換を行う。
- (3)監査等委員は、必要に応じ、当社グループ各社の監査人・監事と会合を持ち、その他随時連携して企業集団における適正な監査を実施する。
- (4)監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。
- 10.財務報告の信頼性を確保するための体制
- (1)金融商品取引法等に基づく当社及び子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従い、関連規程等の整備をする。
- 11.反社会的勢力排除に向けた基本方針及び体制

当社は、反社会的勢力や不当な圧力に対しては、毅然とした態度でこれを拒絶する。また、反社会的勢力排除に向けた体制としては、管理部を対応部署とし、顧問弁護士、所轄警察署等と連携の上、組織的に対応し、反社会的勢力との関係を遮断するための取り組みを強化するものとする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、業務の適正を確保するため、内部統制システムの整備及び運用状況について確認を実施しております。当事業年度に実施した当社グループ各社における内部統制システムの主な運用状況は以下のとおりであります。

1.取締役の業務の執行に関する取り組み

取締役会は、社長を議長とし、定例取締役会を毎月開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催し、重要な業務執行に対する迅速な意思決定を行っております。これらの取締役会における実効性を高めるため、社外取締役に積極的に意見を求めるようにしております。取締役会は計6名の取締役により構成され、性別を問わず、生産・販売・財務・経営管理等の経験・能力を有する人材で構成することが重要であると考えております。これらの経験・能力を備えた者のほか、豊富な国際経験を備えた者を取締役として選任し、取締役会に必要なスキルをバランス良く備えております。また、常勤監査等委員は財務・会計に関する深い知見を有しております。より広い見地からの意思決定と客観的な業務執行の監督を行うため、監査等委員である取締役3名のうち2名を社外取締役としております。当事業年度におきましては取締役会を16回開催いたしました。

2.監査等委員会の監査体制について

監査等委員会は、原則として毎月1回開催されているほか、必要に応じて随時開催しております。当事業年度におきましては監査等委員会を15回開催いたしました。

監査等委員会は、監査等委員である取締役3名(うち、社外取締役は2名)で構成されております。全監査等委員による取締役会への出席の他、リスク・コンプライアンス委員会等をはじめとする重要な会議に出席し、重要な意思決定の過程や職務執行状況を監査しています。

社外取締役である監査等委員は、重要な経営情報の把握を通じて、社外の視点による客観的な立場での経営監視機能を果たしております。

また、内部監査室より原則として毎月1回以上は内部監査業務に関する状況報告を受けており、 意見交換を適宜行っております。会計監査人とは、原則として四半期毎に意見交換を適宜行って おり、監査等委員会監査の効率性・実効性を高めるよう努めております。その他、監査等委員会 は、代表取締役社長と必要に応じて意見交換を実施しており、全社的課題や監査上の重要課題等 について情報共有・協議を行っております。

3.コンプライアンスに関する取り組み

コンプライアンスに関わる事項の審議を行うため、代表取締役社長を委員長とし、「リスク・コンプライアンス委員会」を設置しております。なお、当事業年度は、当委員会を年4回開催しております。この他に、「内部通報窓口」「社外通報窓口」を制定しており、社内外に相談窓口を設けております。

4.リスク管理に関する取り組み

前述の「リスク・コンプライアンス委員会」にて業務上のリスクを積極的に予見し、適切に評価するとともに、会社にとって最小のコストで最良の結果が得られるよう、リスクの回避、軽減及び移転、その他必要な措置を事前に検討しております。

5.反社会的勢力に関する取り組み

当社は、「暴力団等反社会的勢力対応マニュアル」を定め、運用しております。新規取引先に対しては取引開始前に属性調査を必須とし、既存取引先についても年1回属性調査を実施しております。

■連結持分変動計算書

2024年9月1日から2025年8月31日まで

(単位:百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分				資木	
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	その他の資本 の構成要素	合計	資本合計
2024年9月1日残高	100	8,647	2,705	4,248	15,700	15,700
当 期 利 益			1,786		1,786	1,786
その他の包括利益				544	544	544
当 期 包 括 利 益	_	_	1,786	544	2,331	2,331
株 式 報 酬				21	21	21
欠 損 填 補		△1,786	1,786		_	_
所有者との取引額等合計	_	△1,786	1,786	21	21	21
2025年8月31日残高	100	6,860	6,278	4,813	18,052	18,052

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際財務報告基準(以下、「IFRS」という。)に準拠して作成しております。なお、本連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示事項の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 6社

主要な連結子会社の名称 プリモ・ジャパン株式会社

Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD. Primo Diamond Taiwan Inc. 他3社

(3) 持分法の適用に関する事項関連会社の数 1 社主要な関連会社の名称 Kuno Primo Co..Ltd.

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日が連結決算日と異なる会社は次のとおりであります。

会社名	決算日
Primo Diamond Shanghai Trading Co.,LTD.	12月31日

上記の連結子会社については、連結計算書類の作成に当たり、連結決算日現在で実施した 仮決算に基づく計算書類を使用しております。

(5) 重要性がある会計方針に関する事項

①金融資産

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融資産について、以下の条件をともに満たすことから、全て償却原価で測定する金融資産に分類しております。当初認識時においては、金融資産の取得に直接起因する取引コストを加算しております。なお、通常の方法による金融資産の売買は、取引日において認識又は認識の中止を行っております。

- ・契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする 事業モデルに基づいて、金融資産が保有されている。
- ・金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが所定の日に生じる。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で測定しております。

(c) 認識の中止

当社グループは、金融資産から生じるキャッシュ・フローに対する契約上の権利が失効した場合、又は、当該金融資産の所有に係るリスク及び便益を実質的に全て移転する取引において、金融資産から生じるキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、当該金融資産の認識を中止しております。

(d) 金融資産の減損

当社グループは、償却原価で測定する金融資産について、予想信用損失に基づき、損失評価引当金の認識を検討しております。

期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融商品にかかる12ヶ月の予想信用損失に基づいて損失評価引当金の額を算定しております。一方で、期末日時点で、金融商品にかかる信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、常に当該金融商品にかかる全期間の予想信用損失に基づいて損失評価引当金の額を算定しております。

ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、全期間の予想信用損失に基づいて損失評価引当金の額を算定しております。

②金融負債

(a) 当初認識及び測定

当社グループは、金融負債を、全て償却原価で測定する金融負債に分類しております。当初認識時は公正価値から直接起因する取引コストを控除して測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識が中止された場合の利得及び損失は、連結損益計算書において純損益として認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債は、契約上の義務が消滅した時、すなわち、契約上の義務が免責、取消し、又は失効となった時に認識を中止しております。

③棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、主として個別法に基づいて算定し、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。

また、棚卸資産の内訳は、主として商品(ダイヤモンドとプラチナによって構成される ブライダルジュエリー等)であります。

④有形固定資産

有形固定資産の測定については、原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及 び減損損失累計額を控除した額で測定しております。取得原価には、資産の取得に直接関 連する費用、解体、除去に係る原状回復費用が含まれております。

有形固定資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で認識を中止しております。有形固定資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

土地及び建設仮勘定以外の各資産の減価償却費は、それぞれの見積耐用年数にわたり、 定額法で計上しております。主要な資産項目ごとの主な見積耐用年数は以下のとおりであ ります。

・建物 3~18年

・工具、器具備品 3~20年

なお、見積耐用年数、残存価額及び減価償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。

⑤無形資産

無形資産は、当初認識時に取得原価で測定しております。

無形資産は、当初認識後、耐用年数を確定できない無形資産を除いて、それぞれの見積 耐用年数にわたって定額法で償却し、取得原価から償却累計額及び減損損失累計額を控除 した帳簿価額で計上しております。

無形資産は処分時点、もしくは使用又は処分による将来の経済的便益が期待できなくなった時点で、認識を中止しております。無形資産の認識の中止から生じる利得又は損失は、正味処分対価と資産の帳簿価額との差額として算定され、認識の中止時点で純損益として認識しております。

主要な無形資産の見積耐用年数は以下のとおりであります。

・ソフトウエア 5年

なお、見積耐用年数、残存価額及び償却方法は、各連結会計年度末に見直しを行い、変更があった場合は、会計上の見積りの変更として将来に向かって適用されます。耐用年数を確定できない無形資産については、償却は行わず、毎期及び減損の兆候が存在する場合にはその都度、減損テストを実施し、取得原価から減損損失累計額を控除した額で測定し

ております。耐用年数を確定できない無形資産は、以下のとおりであります。

• 商標権

商標権は、事業を継続する限り基本的に存続するため、耐用年数を確定できないと判断 しております。

⑥リース

当社グループは、契約の開始時に、当該契約がリース又はリースを含んだものであるのかどうかを判定しております。契約が特定された資産の使用を支配する権利を一定期間にわたり対価と交換に移転する場合には、当該契約はリースであるか又はリースを含んでおります。

当社グループが借手となるリースは、主として店舗運営に必要な建物及び建物附属設備などの不動産、店舗設備などの動産等であり、リース開始日に使用権資産及びリース負債を認識しております。使用権資産の測定においては原価モデルを採用し、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した価額で、連結財政状態計算書において「使用権資産」に含めて表示しております。原資産の所有権がリース期間の終了時までに借手に移転する場合又は、使用権資産の取得原価が購入オプションを行使することを反映している場合には、使用権資産を開始日から原資産の耐用年数の終了時まで、それ以外の場合は、開始日から使用権資産の耐用年数又はリース期間の終了時のいずれか早い時まで定額法により減価償却しております。リース期間は、リースの解約不能期間に、行使することが合理的に確実な延長オプション又は行使しないことが合理的に確実な解約オプションの期間を加えて決定しております。

リース負債は、支払われていないリース料を借手の追加借入利子率を用いて現在価値に 割り引いて測定し、連結財政状態計算書において「その他の金融負債」に含めて表示して おります。

ただし、リース期間が12ヶ月以内に終了する短期リース及び原資産が少額である少額 資産のリースについては、使用権資産及びリース負債を認識せず、リース料をリース期間 にわたって定額法又は他の規則的な基礎のいずれかにより費用として認識しております。

⑦非金融資産の減損

棚卸資産及び繰延税金資産を除く当社グループの非金融資産については、各報告期間の末日ごとに減損の兆候の有無を判断しております。減損の兆候が存在する場合は、当該資

産の回収可能価額を見積っております。のれん及び耐用年数を確定できない無形資産については、少なくとも年1回減損テストを行っており、さらに減損の兆候がある場合には、その都度減損テストを行っております。

資産又は資金生成単位の回収可能価額は、使用価値と処分コスト控除後の公正価値のうちいずれか大きい方の金額としております。使用価値は、見積将来キャッシュ・フローを、貨幣の時間的価値及び当該資産に固有のリスクを反映した税引前割引率にて現在価値に割り引いて算定しております。

減損テストにおいて個別に回収可能価額の見積りが不可能な資産は、当該資産が属する 資金生成単位の回収可能価額を見積っております。のれん及び全社資産については、帰属 する資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

減損損失は、資産又は資金生成単位の回収可能価額が帳簿価額を下回る場合に純損益として認識しております。資金生成単位に関連して認識した減損損失は、まず配分されたのれんの帳簿価額を減額し、次に資金生成単位内のその他の資産の帳簿価額を比例的に減額しております。

のれん以外の資産については、各報告期間の末日において過年度に認識した減損損失の減少又は消滅している可能性を示す兆候の有無を判断しております。そのような兆候が存在する場合には、当該資産又は資金生成単位の回収可能価額の見積りを行い、回収可能価額が帳簿価額を超える場合、算定した回収可能価額と過年度で減損損失が認識されていなかった場合の減価償却累計額又は償却累計額控除後の帳簿価額とのいずれか低い方を上限として、減損損失を戻入れております。減損損失の戻入れは、直ちに純損益として認識しております。

⑧引当金

引当金は、当社グループが過去の事象の結果として、現在の法的義務又は推定的義務を 負っており、当該義務を決済するために経済的資源の流出が生じる可能性が高く、かつ、 当該義務の金額について信頼性のある見積りが可能な場合に認識しております。貨幣の時間価値の影響に重要性がある場合の引当金は、見積将来キャッシュ・フローを貨幣の時間 的価値及び当該負債に特有のリスクを反映した税引前の利率を用いて現在価値に割り引い ております。時の経過に伴う割引額の割戻しは支払利息として認識しております。

9従業員給付

当社グループは、退職給付制度として、確定拠出制度を採用しております。確定拠出制度の退職給付に係る費用は、従業員が役務を提供した期に費用として計上しております。

短期従業員給付については、割引計算を行わず、関連する役務が提供された時点で費用 として計上しております。

賞与及び有給休暇費用については、それらを支払うべき現在の法的義務又は推定的義務を負っており、かつ、その金額を信頼性をもって見積ることが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積られる額を負債として計上しております。

10収益認識

当社グループは、次の5ステップアプローチに基づき収益を認識しております。

ステップ1:契約の識別

ステップ2:履行義務の識別ステップ3:取引価格の算定

ステップ4:履行義務への取引価格の配分

ステップ5:履行義務の充足による収益の認識

当社グループは、「I-PRIMO」及び「LAZARE DIAMOND」等のブランド名で婚約指輪及び結婚指輪の販売を行っており、このような商品販売については、その引渡時点で商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

商品の販売においてアフターメンテナンスなどのサービスが別個の履行義務として識別された場合、取引価格を独立販売価格に基づき個々の商品及びサービスに配分しております。独立販売価格は、個々の商品及びサービスの通常の販売価格に基づいて算定しております。

顧客からの要請に応じたアフターサービスは、履行義務が時の経過にわたり充足される ため、保証が必要と認められる期間にわたって収益を認識しております。

⑪法人所得税

法人所得税は、当期税金及び繰延税金から構成されております。これらは、企業結合に 関連するもの、及び直接資本又はその他の包括利益で認識される項目を除き、純損益とし て認識しております。

当期税金は、税務当局に対する納付又は税務当局から還付が予想される金額で測定されます。税額の算定にあたっては、当社グループが事業活動を行い、課税対象となる損益を稼得する国において、連結会計年度末日までに制定又は実質的に制定されている税法及び税率に従っております。

繰延税金は、決算日における資産及び負債の会計上の帳簿価額と税務上の金額との一時 差異、繰越欠損金及び繰越税額控除に対して認識しております。

なお、以下の一時差異に対しては、繰延税金資産及び負債を計上しておりません。

- ・のれんの当初認識から生じる一時差異
- ・企業結合取引を除く、会計上の利益にも税務上の課税所得にも影響を与えず、かつ同額 の将来加算一時差異と将来減算一時差異を生じさせない取引によって発生する資産及び負 債の当初認識により生じる一時差異
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来加算一時差異のうち、解消時期をコントロールでき、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合
- ・子会社及び関連会社に対する投資に係る将来減算一時差異のうち、予見可能な期間内に 一時差異が解消される可能性が高くない場合

繰延税金負債は原則として全ての将来加算一時差異について認識され、繰延税金資産は将来減算一時差異を使用できるだけの課税所得が稼得される可能性が高い範囲内で、全ての将来減算一時差異について認識されます。

繰延税金資産の帳簿価額は毎期見直され、繰延税金資産の全額又は一部が使用できるだけの十分な課税所得が稼得されない可能性が高い部分については、帳簿価額を減額しております。未認識の繰延税金資産は毎期再評価され、将来の課税所得により繰延税金資産が回収される可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金資産及び負債は、連結会計年度末日において制定されている、又は実質的に制定されている税法及び税率に基づいて資産が実現する期間又は負債が決済される期間に適用されると予想される税法及び税率によって測定されます。

繰延税金資産及び負債は、当期税金負債と当期税金資産を相殺する法律上強制力のある

権利を有し、かつ、以下のいずれかの場合に相殺しております。

- ・法人所得税が同一の税務当局によって同一の納税主体に課されている場合
- ・異なる納税主体に課されているものの、これらの納税主体が当期税金資産及び当期税金 負債を純額ベースで決済することを意図している、もしくは当期税金資産を実現させると 同時に当期税金負債を決済することを意図している場合

迎外貨換算

a. 外貨建取引の換算

当社グループの各社の計算書類は、各社の機能通貨で作成しており、機能通貨以外の通 貨での取引は取引日の為替相場を用いて換算しております。

外貨建貨幣性項目は期末日の為替相場、公正価値で測定される外貨建非貨幣性項目は当該公正価値の測定日における為替相場、取得原価に基づいて測定されている非貨幣性項目は取引日の為替相場によりそれぞれ換算しております。

換算又は決済によって生じる為替換算差額は、純損益として認識しております。

b. 在外営業活動体の換算

連結計算書類を作成するために、在外営業活動体の資産及び負債は、期末日の為替相場により日本円に換算しております。収益、費用及びキャッシュ・フローについては、為替相場に著しい変動がある場合を除き、平均為替レートを用いて日本円に換算しております。

在外営業活動体の計算書類の換算から生じる為替換算差額は、その他の包括利益で認識の上、その他の資本の構成要素として表示しております。在外営業活動体が処分された場合は、当該在外営業活動体に関連する累積為替換算差額は、処分した会計期間に純損益として認識されます。

①株式報酬

当社は持分決済型のストック・オプション制度を採用しております。

ストック・オプションは、付与日における公正価値を見積り、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数を考慮した上で権利確定期間にわたって費用として認識し、同額を資本の増加として認識しております。付与されたストック・オプションの公正価値は、オプションの諸条件を考慮し、二項モデルを用いて算定しております。

また、最終的に権利確定すると予想されるストック・オプションの数については定期的 に見直し、必要に応じて権利確定数の見積りを修正しております。

2. 重要な会計上の見積り及び判断に関する注記

当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額が会計上の見積りによるもののうち、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を及ぼすリスクがある項目は以下のとおりであります。

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

	当連結会計年度			
	(2025年8月31日)			
	連結財政状態計算書計上額			
棚卸資産	6,630百万円			
有形固定資産	1,354百万円			
のれん	16,491百万円			
無形資産	10,029百万円			
使用権資産	3,322百万円			
リース負債	4,629百万円			

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額のいずれか低い価額で測定しております。取得原価は、主として個別法に基づいて算定し、購入原価、加工費及び現在の場所及び状態に至るまでに要した全ての費用を含んでおります。正味実現可能価額は、通常の事業過程における見積売価から、完成までに要する見積原価及び見積販売費用を控除した額であります。正味実現可能価額の算定について、見積売価、見積原価及び見積販売費用等の仮定などの仮定、見積りのもとに実施されており、将来の不確実な経済条件の変動等の結果によって、棚卸資産の評価に重要な修正を生じさせるリスクがあります。

② 有形固定資産、のれん及び無形資産

有形固定資産、のれん及び無形資産に係る減損テストは、回収可能価額の算定について、資金生成単位の処分コスト控除後の公正価値算定上の仮定、又は使用価値算定のための資金生成単位の将来キャッシュ・フローの見積りや、割引率、長期成長率等について一定の仮定を設定しております。使用価値は、見積り将来キャッシュ・フローの割引現在価値として算定しており、将来キャッシュ・フローの見積りにあたっては、経営者によって

承認された事業計画等を基礎としております。事業計画等の策定以降の期間において見積りを要する場合には、将来の不確実性を考慮しております。これらの仮定は、経営者の最善の見積りと判断により決定しておりますが、将来の不確実な経済条件の変動の結果によって影響を受ける可能性があり、見直しが必要となった場合、翌連結会計年度以降の連結計算書類において認識する減損損失の金額に重要な影響を与える可能性があります。

当連結会計年度で認識した減損損失は、連結損益計算書の「その他の費用」に含まれており、その内訳は、以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
有形固定資産	113百万円
使用権資産	128百万円
無形資産	5百万円
 合 計	248百万円

減損損失を認識した店舗は20店舗であります。これらの減損損失は、店舗資産の収益性の低下等により、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額したものであります。当該資産の回収可能価額は使用価値により測定しております。

③ 使用権資産及びリース負債

当社グループは、リース期間について、リースの解約不能期間に延長することが合理的に確実である期間及び解約しないことが合理的に確実な期間を加えた期間を考慮して決定しております。具体的には、リース期間を延長又は解約するオプションの有無及び行使の可能性、解約違約金の有無等を考慮の上、リース期間を見積っております。これらは、将来の契約更新時の交渉の結果等により、使用権資産及びリース負債等に重要な修正を生じさせるリスクがあります。また、経済状況の変動等によりリース料を割り引く借手の追加借入利子率に重要な変動があった場合、翌連結会計年度以降において認識する金額に重要な変動を与えるリスクがあります。

3. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務等

当連結会計年度における担保差入資産の内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
棚卸資産	3,697百万円
	3,697百万円

当連結会計年度における担保差入資産に対応する負債の内訳は以下のとおりです。

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
1年以内返済予定の長期借入金	996百万円
長期借入金(1年以内返済予定を除く)	12,447百万円
<u></u>	13,444百万円

(2) 資産から直接控除した損失評価引当金

過去の貸倒実績等を勘案した結果、信用リスクは限定的であると判断されるため、当連結 会計年度において損失評価引当金は計上しておりません。

(3) 有形固定資産の減価償却累計額及び減損損失累計額 3,723百万円

(4) コミットメント契約

当社は、株式会社みずほ銀行、株式会社三井住友銀行、株式会社あおぞら銀行、株式会社 三菱UFJ銀行、株式会社りそな銀行、株式会社山陰合同銀行及び株式会社福岡銀行との間 で運転資金を資金使途としたコミットメントライン契約を締結しております。

当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

コミットメントライン 1,200百万円

うち、借入実行残高 – 百万円

差引額 1,200百万円

(5) 財務制限条項

当社は、借入金に関して株式会社みずほ銀行等を貸付人とする金銭消費貸借契約を締結しており、当該契約において以下の財務制限条項が規定されております。当該条項に抵触した場合、当社は期限の利益を喪失し、借入先の要求に基づいて借入金を一括返済する可能性があります。主な財務制限条項の内容は以下のとおりであります。なお、当連結会計年度末において財務制限条項に抵触しておりません。

① グロス・レバレッジ・レシオ

2025年8月期以降の各決算期末及び2026年2月期以降の各中間期末(いずれも直近12ヶ月)における借入人を頂点とする連結ベースでのグロス・レバレッジ・レシオ(有利子負債をEBITDAで除したもの)を5.00以下にすること

② 純資産維持

2025年8月期以降の各決算期末の借入人の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額を、直前の決算期末における借入人の連結貸借対照表上の純資産の部の合計金額の75%以上に維持すること

③ 利益維持

2025年8月期以降の各決算期末(直近12ヶ月)における借入人の連結ベースの営業利益が赤字となった場合、その直後の決算期末における借入人の連結ベースの営業利益が赤字となる状態を生じさせないこと

5. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数 普通株式 8.747.143株

(2) 当連結会計年度末の新株予約権(権利行使期間の初日が到来していないものを除く)の目的となる株式の種類及び数該当事項はありません。

- (3) 配当に関する事項
 - ① 配当金支払額 該当事項はありません。
 - ② 配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるものは、以下のとおりです。

決議	株式の種類	配当の原資	配当の総額 (百万円)	1 株当たり 配当額 (円)		効力発生日
2025年10月27日	 	利益剰余金	918	105	2025年	2025年
取締役会	百进休式	竹盆米 木並	910	105	8月31日	11月28日

6. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項
 - ① 財務トのリスク

当社グループは、事業活動を行う上で、さまざまな財務上のリスク(為替リスク、金利リスク、信用リスク及び流動性リスク等)に晒されております。当該リスクの回避及び低減のために、一定の方針に基づきリスク管理を行っております。財務経理部門は、財務上のリスク管理の状況について、適時当社の経営陣に報告しております。

また、当社グループの方針として、投機的なデリバティブは行わないこととしております。

② 信用リスク

当社グループの営業債権及びその他の債権、その他の金融資産は、顧客の信用リスク (契約の相手方が契約上の債務に関して債務不履行になり、当社グループに財務上の損失 を発生させるリスク) に晒されております。

営業債権及びその他の債権は主にクレジットカード会社に対する債権、その他の金融資産は主に店舗の賃貸借契約に基づく敷金及び保証金であり、信用リスクに関しては、当社グループの与信管理規程等に基づき管理しております。

なお、当社グループでは特定の相手先に対する過度に集中した信用リスクはありません。

③ 流動性リスク

当社グループは、支払債務の履行が困難になる流動性リスクに晒されておりますが、当該リスクに関し、適時に資金計画を作成、更新するなど常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達又は運用に関して適時な施策を講じるとともに、手許流動性の維持などにより管理しております。

また、金融機関とコミットメントライン契約を締結することにより、流動性リスクの低減を図っております。

④ 為替リスク

為替リスクは、当社グループ各社の機能通貨と異なる通貨による取引については為替リスクに晒されております。当該リスクに関しては、為替相場を常時モニタリングすることで管理しております。

⑤ 金利リスク

当社グループは、変動金利による借入を行っているため、金利変動リスクに晒されております。当該リスクに関しては、常に資金繰りの状況を把握し、資金の調達又は運用に関して適時な施策を講じて管理しております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

当連結会計年度末における連結財政状態計算書計上額、公正価値及び差額については、次のとおりであります。以下の表に表示されているものを除き連結財政状態計算書計上額と公正価値は近似しております。

	連結財政状態計算書 計上額(百万円)	公正価値 (百万円)
① 敷金保証金 (その他の金融資産)	1,350	1,234
資産計	1,350	1,234

(注)公正価値の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1:同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)市場価格により測定した公正価値

レベル2:レベル1以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを使用して測定した

公正価値

レベル3:重要な観察可能でないインプットを使用して測定した公正価値

① 敷金保証金 (その他の金融資産)

敷金保証金の相手方となる物件の所有者の信用リスクが現時点で極めて低いと判断しているため、これらの公正価値は、契約期間にわたる将来キャッシュ・フローを、国債利回りといった適切な指標で割り引いた現在価値に基づいて計算しております。敷金保証金の公正価値ヒエラルキーはレベル2に分類しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループが営んでいる主な事業内容は「I-PRIMO」及び「LAZARE DIAMOND」等のブランド名で婚約指輪及び結婚指輪の販売とこれらに係るアフターメンテナンスの提供であり、履行義務の充足時点に応じて商品の販売とアフターメンテナンスの提供に区分されます。

商品の販売においてアフターメンテナンスなどのサービスが別個の履行義務として識別された場合、取引価格を独立販売価格に基づき個々の商品及びサービスに配分しております。 独立販売価格は、個々の商品及びサービスの通常の販売価格に基づいて算定しておりま

近立敗児 画情は、 画々の間面及び リービスの 通常の 敷児 画情に 差 りい く 昇足 ひ く おり す。

商品販売については、その引渡時点で商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

顧客からの要請に応じたアフターサービスは、履行義務が時の経過にわたり充足されるため、保証が必要と認められる期間にわたって収益を認識しております。

契約負債は、主に顧客からの前受金に関連するものであります。

なお、顧客との契約における対価は、クレジット会社等が別途定める支払条件により履行 義務充足後、短期のうちに支払いを受けており、重要な金融要素は含まれておりません。

当社グループは、顧客の所在地を基礎とした地域別に売上収益を以下のとおり分解しております。

	当連結会計年度 (自 2024年9月1日 至 2025年8月31日)
日本	17,542百万円
台湾	4,030百万円
中国本土	4,278百万円
その他	2,150百万円
合 計	28,002百万円

(2) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の金額を理解するための情報 顧客との契約から生じた債権及び契約負債は次のとおりであります。なお、契約資産に該 当するものはありません。

	当連結会計年度期首 (2024年9月1日)	当連結会計年度末 (2025年8月31日)
顧客との契約から生じた債権		
営業債権及びその他の債権	1,648	2,087
契約負債	2,877	3,602

(3) 残存履行義務に配分した履行価格

商品販売及びアフターメンテナンスサービスにおける残存履行義務に配分した収益(契約負債)の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

	当連結会計年度 (2025年8月31日)
	3,479百万円
1年超2年以内	68百万円
2年超3年以内	44百万円
3年超	10百万円
 合 計	3,602百万円

なお、期首契約負債残高の内、当連結会計年度に認識した収益の金額は、2,775百万円であります。また、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額に重要性はありません。

8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1 株当たり親会社所有者帰属持分 2,060円58銭

(2) 基本的 1 株当たり当期利益 204円25銭

(3) 希薄化後 1 株当たり当期利益 195円27銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

■株主資本等変動計算書

 2024年9月1日から

 2025年8月31日まで

 (単位:百万円)

	株主資本					
			資本剰余金	利益剰余金		
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計
		貝本华脯並			繰越利益 剰余金	
2024年9月1日残高	100	4,373	4,273	8,647	△1,786	△1,786
当 期 変 動 額						
当 期 純 利 益					1,727	1,727
欠 損 填 補			△1,786	△1,786	1,786	1,786
株 式 報 酬						
当期変動額合計			△1,786	△1,786	3,513	3,513
2025年8月31日残高	100	4,373	2,487	6,860	1,727	1,727

	株主資本			
	株主資本 合計	新株予約権	純資産合計	
2024年9月1日残高	6,960	7	6,968	
当 期 変 動 額				
当 期 純 利 益	1,727		1,727	
欠 損 填 補	_		I	
株 式 報 酬		21	21	
当期変動額合計	1,727	21	1,748	
2025年8月31日残高	8,687	28	8,716	

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

・関係会社株式

移動平均法による原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な償却年数は以下のとおりです。

商標権 20年

(3) 引当金の計ト基準

株主優待引当金

株主優待制度に基づき費用の発生に備えるため、翌事業年度において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の収益は、グループ会社からの受取配当金と経営指導料及び商標権使用料となります。

グループ会社からの受取配当金は、その効力発生日に計上しております。

グループ会社からの経営指導料及び商標権使用料は、下記の5ステップアプローチに基づき、顧客との契約から生じる収益を認識しております。

ステップ1:顧客との契約を識別する

ステップ2:契約における履行義務を識別する

ステップ3:取引価格を算定する

ステップ4:取引価格を契約における履行義務に配分する

ステップ5:企業が履行義務を充足時に(又は充足するにつれて)収益を認識する

経営指導料については、子会社に対して経営管理・指導を行うことを履行義務として識

別しております。当該履行義務は経過に連れて充足されるものであり、契約期間にわたって収益を計上しております。

商標権使用料については、当社のグループ会社に対して契約期間にわたり知的財産にアクセスできる権利を付与するものであり、グループ会社に対し、グループ会社の商号、事業ブランド及びその他の商品・サービス等の標章に当社のブランドを使用する許諾をする義務を負っております。当該履行義務は、ブランドを使用したグループ会社が収益を計上するにつれて充足されるものであることから、当社グループ会社の売上高に、一定の料率を乗じた金額を収益として認識しております。

いずれの取引の対価も履行義務を充足してから主として1年以内に受領しており、重大 な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更等に関する注記

(「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用)

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」(企業会計基準第27号 2022年10月28日)及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日)を当事業年度より適用しております。これによる計算書類への影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

(無形固定資産の評価)

当社は、2025年8月31日現在、貸借対照表上、商標権8,002百万円を計上しております。当該商標権について減損の兆候があると認められた場合には、減損損失の認識の要否を判定しております。判定には割引前将来キャッシュ・フローの見積金額を用いており、減損損失の認識が必要とされた場合には減損損失の測定を行います。回収可能価額が帳簿価額を下回った場合には、回収可能価額まで帳簿価額を減額し、当該減少額を減損損失に計上しております。

なお、当事業年度において、商標権に係る減損の兆候がなかったため、商標権に係る減損

損失は計上しておりません。

減損の兆候の把握、認識及び測定に当たっては事業計画や市場環境を考慮して慎重に検討しておりますが、その見積もりの前提となった条件や仮定に見直しが必要となった場合、翌事業年度以降において減損損失が発生する可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産及び担保付き債務
 - ① 担保に供している資産 当社は、当社の連結子会社であるプリモ・ジャパン株式会社の商品及び製品を担保に供 しております。内容及び金額については、「連結注記表 4. 連結財政状態計算書に関す る注記(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務等」に記載しております。
 - ② 担保付き債務

	 当事業年度 (2025年8月31日)
1年内返済長期借入金	1,000百万円
長期借入金	12,531百万円
======================================	13,531百万円

(2) 関係会社に対する金銭債権及び債務(区分表示したものを除く)

短期金銭債権短期金銭債務

1百万円 34百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

売上高 2,879百万円

うち、配当金の受取 2,133百万円

うち、経営指導料及びロイヤリティ 746百万円 販売費及び一般管理費 93百万円

営業取引以外の取引高

受取利息 1百万円

支払利息 2百万円

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び負債発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰延税金負債合計

繰延税金負債の純額

前払費用	13百万円
関係会社株式	2,369百万円
税務上の繰越欠損金	324百万円
その他	13百万円
繰延税金資産小計	2,721百万円
評価性引当額	△2,369百万円
繰延税金資産合計	351百万円
繰延税金負債	
商標権	2,831百万円
その他	0百万円

(2) 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」(令和7年法律第13号)が2025年3月31日に国会で成立し、2026年4月1日以後開始する事業年度より「防衛特別法人税」の課税が行われることとなりました。これに伴い、2026年9月1日以後開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等に係る繰延税金資産及び繰延税金負債については、法定実効税率を34.6%から35.4%に変更し計算しております。この実効税率の変更に伴う影響は軽微であります。

2,831百万円

2.480百万円

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

を 種類 会社等 所在地		所在地 資本金 又は 出資金 (百万円) 事業の内容 又は職業	車業の内容	議決権 等の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の	取引	4.1	期末						
	所在地				(被所有) 役員の	事業上 の関係	内容	金額 (百万円)	科目	残高 (百万円)						
プリモ・ジャパン株式 東京都中央区 100			所有接		債務 被保証	当社の銀行借入 に対する債務被 保証(注1)	13,531	-	-							
					資金の	資金の貸付 (注2)	l	1年内子 会社長期 貸付金	500							
	100	ブライダル		役員		貸付	利息の受取 (注2)	1	未収収益	0						
	中央区	中央区 100 フェエッ・事業		100%	3名	株式の 所有	配当金の受取	2,133	ı	-						
					子会社の	経営指導料 (注3)	526	関係会社 未収入金	97							
														管理	ロイヤリティ (注3)	120

- (注1) 当社は、銀行借入に対して子会社であるプリモ・ジャパン株式会社より債務保証を受けておりますが、保証料の支払は行っておりません。なお、取引金額には期末の借入金残高を記載しております。
- (注2) 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。
- (注3) 取引条件については、役務提供の対価として交渉の上、決定しております。

9. 収益認識に関する注記

収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

993円22銭

(2) 1株当たり当期純利益

197円44銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。